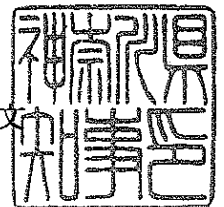


川崎発電所リブレース計画に係る 環境影響評価方法書に対する意見

東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 大塚陸毅から送付がありました川崎発電所リブレース計画に係る環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

平成18年8月4日

神奈川県知事 松沢 成文



I 総括事項

川崎発電所リブレース計画（以下「本件事業」という。）は、首都圏における安定した鉄道輸送のための電力の確保と共に、今後の鉄道輸送サービスの向上を目的として、東日本旅客鉄道株式会社が川崎市川崎区扇町8番3号の面積約65,000平方メートルの区域（以下「実施区域」という。）において現在稼働している4機の発電設備のうち、既存の発電設備2機を除却し、新たに天然ガスを燃料とする20万キロワット級の発電設備3機（合計約60万キロワット）を設置しようとするものである。

実施区域は、京浜臨海地域の埋立地に位置しており、南西側を田辺運河に接し、三方を工場、倉庫で囲まれている。また、取水口を設置する区域は京浜運河に接している。

実施区域周辺は、かつて深刻な大気汚染の被害を受けた地域であり、これまで窒素酸化物等の総量を削減するため固定発生源対策やディーゼル車排出ガス規制等の取組を進めてきているが、未だ大気環境基準や川崎市及び横浜市の大気環境に係る目標が十分に達成されていない。こうした状況において、実施区域の近傍では、今後、大量の大気汚染物質の排出が見込まれる発電所の新設が計画されている。

また、実施区域周辺の海域では、ほとんどの調査地点で全窒素、全磷は水質環境基準に適合していない。赤潮発生件数についても横ばいで推移し、状況は改善されていない。

本件事業は、このような地域において発電所の出力を増強するものであり、周辺環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、事業の実施に当たっては最大限の環境保全対策を講じ、影響をできるだけ軽減するよう努める必要がある。

また、京都議定書の目標達成に向け、二酸化炭素の排出量削減のための取組が進められている中、特に排出量の多い事業者については積極的な対応を期待するところである。

したがって、事業者は、環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の点を踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

の影響について検討すること。

(2) 水質

一般排水については、方法書で「将来の水質は現状の実績を維持する計画」としているが、閉鎖性水域である東京湾への排出負荷を可能な限り低減することが求められることから、一般排水の汚濁負荷量を把握し、定量的な予測及び評価を行うこと。

(3) 景観

ア 実施区域は、首都高速湾岸線や運河に近接することから、こうした移動空間からの景観に配慮した予測及び評価を行うこと。

イ 眺望点を5箇所選定しているが、近距離のものが1箇所しかないことから、近距離、中遠距離のそれぞれの眺望点の数的バランスを考慮して近距離からの眺望点を追加すること。

(4) 廃棄物等

解体工事に伴い発生する廃棄物を可能な限り資源化する努力が求められている。こうした要請に応えるため、適用可能な資源化技術の調査を行い、可能な限り高い数値目標を設定すること。

2 廃棄物処理計画について

アスベストを含む大規模な建物の解体工事を行うことから、アスベストの十分な飛散対策及び除去アスベストの適正な処理処分を行うこと。

3 その他

本件事業は施設の増改築により発電出力を増強するものであり、その必要性は丁寧に説明すること。また、「リプレース計画」としている事業名称は、増強を伴わないとの誤解を住民に与えるので、的確なものとする。

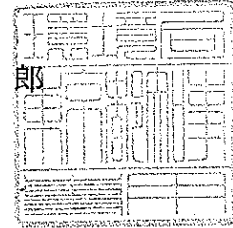


18 環都影第 128 号
平成18年7月27日

意 見 書

「川崎発電所リブレース計画」に係る環境影響評価方法書に関する東京都環境影響評価条例第82条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
石原 慎 太 郎



記

第1 対象事業

1 事業者の名称及び所在地

名 称: 東日本旅客鉄道株式会社
代表者: 代表取締役社長 大塚 陸毅
所在地: 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

2 対象事業の名称

名 称: 川崎発電所リブレース計画

3 対象事業の所在地

所在地: 神奈川県川崎市川崎区扇町8番3

第2 意 見

- (1) 発電設備の起動や停止時、その他非定常な運転時における窒素酸化物排出量の増減等について明らかにすること。
- (2) 施設の稼働による大気質については、大田区内の影響が最も大きくなるとも考えられることから、最も影響の大きくなる地点について、コンター図等により具体的に示すこと。
- (3) 方法書に示された環境影響評価の項目及び調査、予測並びに評価の方法を選定するに当たっては、方法書に係る住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて行うこと。

なお、選定した環境影響評価の項目以外で、具体的な事業計画の策定に伴い環境に影響を及ぼすおそれのある要因が発生して、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合は、環境影響評価準備書において対応すること。